

ケアを担う 子どもたち



～ヤングケアラーのことを知っていますか～

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者”のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

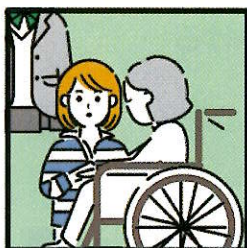
* 藤沢市では「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」に基づき、ヤングケアラーを18歳未満の者としています。



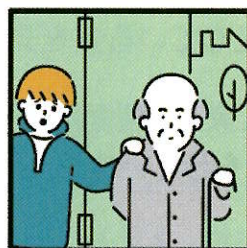
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



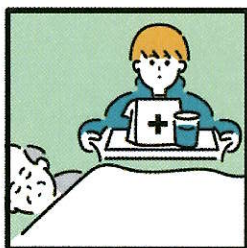
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：こども家庭庁ウェブサイト(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

生活に影響が出ることも

普段、大切な人をケアする子どもたちは、ケアを経験することによる学びもありますが、その反面、負担が大きくなると、学校生活や、からだ・心の健康に影響が出ることもあります。

 **子どもの学校生活への主な影響** (2016年7月実施 藤沢市立学校教員を対象とした実態調査から)

①欠席 ②学力がふるわない ③遅刻

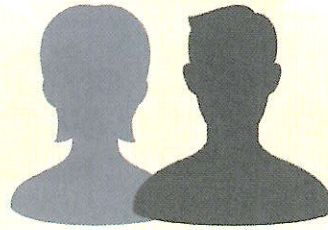
自分がヤングケアラーと自覚している子どもは少ない

当事者(元当事者)の声

当時、もっと周りの
大人の理解や気づき
があればよかった

他の家のことを知ら
ないので、どうして
自分だけが、とは思
わなかった

家族のお手伝い
をしているという
感覚だった



相談できる相手、
相談できる場が
あればよかった

ポイントは周囲の気づき

ヤングケアラーへの早期対応のためには、様々な場面で大人が子どもの変化に気づき、必要があれば市や支援機関につなぐことが大切です。

もし周りに、ケアを担う子どもがいたとき、まずは状況を確認し、見守り、心配な様子があったときは、相談窓口へご相談ください。

ポイントの一例

- ✓ 家族の介護や付き添い、きょうだいの世話・送迎などをしている姿を見かける
- ✓ 年上の家族をなだめたり、感情面のサポートをしているところを見かける
- ✓ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族などの通訳をしている
- ✓ 近ごろ、疲れている様子や精神的な不安定さが見られる
- ✓ 学校行事や部活動、子ども会など地域の集まりに参加しなくなった
- ✓ 市役所とのやり取りや書類の提出などを行なっている

相談窓口



電話・窓口相談

(受付時間: いずれも土・日・祝休日・12/29～1/3を除く8:30～17:00)

藤沢市役所 こども家庭センター (市役所本庁舎3階「子どもの相談窓口」)

電話 0466-50-3569 FAX 0466-50-8428

メールアドレス fj-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp



かながわヤングケアラー等相談LINE

神奈川県による、SNS「LINE」で相談ができるサービスです。

予約不要・無料・匿名で相談ができます。

【対象者】 神奈川県内に住んでいる主に子ども・若者世代のケアラー

【開設時間】 月・火・木・土曜日 14:00～21:00

※祝休日・12/29～1/3を除く



友だち追加は
こちらから